

平成 1 4 年度第 1 回
東京都生活衛生審議会

平成 1 4 年 1 0 月 1 8 日 (金)

第一本庁舎 3 3 階 S 1 会議室

平成14年度 第1回東京都生活衛生審議会次第

- 1 開会 (伊奈環境衛生課長)
- 2 挨拶 (長尾健康局長)
- 3 審議会設置趣旨説明 (伊奈環境衛生課長)
- 4 委員紹介 (")
- 5 審議 (関会長)
 - (1)クリーニング業法の改正に伴う営業者の講ずべき措置について
 - (2)小規模貯水槽水道等の衛生管理について
- 6 閉会 (伊奈環境衛生課長)

出席者

学識経験者

池田 耕一	国立保健医療科学院建築衛生部長
佐藤 泉	弁護士
関 哲夫	日本大学法学部教授
小林 正則	東京都議会議員
小山 敏雄	東京都議会議員
谷村 孝彦	東京都議会議員
星野 篤功	東京都議会議員

営業者代表

青山 亨	東京都クリーニング生活衛生同業組合理事長
齋藤 猛男	武蔵野市水道部長
田村 金一郎	社団法人東京都環境衛生協会会長

利用者代表

近藤 恵子	東京都民生児童委員連合会副会長
野 啓子	大田区消費者団体連絡協議会代表

午前10時00分開会

伊奈課長 ただいまから平成14年度第1回東京都生活衛生審議会を開催させていただきます。

委員の先生方におかれましては、お忙しい中ご出席をいただきまことにありがとうございます。

本審議会は昨年度設置されたものであります。

昨年の審議会におきまして、会長に関先生、会長代行に佐藤先生を選任いただいているところでございます。

後ほど議事進行を関会長にお願いする予定でございますが、それまでの間、私、環境衛生課長の伊奈が進行を進めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは座らせていただき、進めさせていただきます。

ここで会議に先立ちまして定数の確認をさせていただきます。

本審議会は、東京都生活衛生審議会条例によりまして、委員の過半数の出席により成立することになっております。本審議会の委員定数は13名でございます。現在の出席者は12名で、定数に達しておりますので、ご報告申し上げます。

なお、東京都情報公開の総合的な推進に関する事務取扱要綱によりまして、資料や議会議録をインターネット等で公開することとなっておりますので、あらかじめご了承いただきたいと存じます。

それではこれから開会いたしますが、開会に当たりまして、長尾健康局長よりごあいさつを申し上げます。よろしく願いいたします。

長尾局長 ただいま紹介を受けました健康局長の長尾でございます。本日は大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

また、平素より都の生活衛生行政にご理解とご協力を賜っておりまして、この場を借りまして厚く御礼申し上げます。

さて今日、都民の皆様の衛生安全についての意識の向上や、地方分権の推進など、生活衛生行政を取り巻く環境は大きく変化しております。

このため、生活衛生の分野におきましても、時代のニーズに即応した積極的な行政対応を図っていくことが私どもに強く求められております。

そのような状況を踏まえまして、本日は二つの案件について諮問させていただきます。

1件目はクリーニング業法改正に伴う営業者の講ずべき措置についてでございます。

本件は、クリーニング業法の改正によりまして、クリーニング所の業者が施設において講ずべき措置についてご審議いただくものでございます。

2件目は水道法改正に伴う貯水槽水道等の衛生管理についてでございます。

本件は本年4月に施行されました改正水道法の趣旨を踏まえまして、小規模貯水槽等の衛生管理についてご審議いただくものでございます。

委員の皆様におかれましては、さまざまなお立場からよろしくご審議のほどお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

伊奈課長 どうもありがとうございました。続きまして、本日の会議資料の確認をお願いいたします。

お手もとに生活衛生審議会の次第、それから、答申案及び参考資料の三つをご用意させていただいております。不足している資料がございましたら、お手を挙げていただければと思います。

それから、今回の審議会に先立ちまして、何人かの委員の方の変更がありました。

新委員の皆様には、本来ならばお一人ずつ委嘱状をお渡しするところでございますが、時間の関係もございますので、委嘱状は、皆様の机の上の封筒の中にあらかじめ入れさせていただいております。後ほどご確認をお願いいたします。

資料の不足はございませんでしょうか。

それでは、本年度最初の会議でもございますので、東京都生活衛生審議会条例に基づきまして、生活衛生審議会の設置の趣旨、議事事項等について簡単にご説明をさせていただきます。

ご案内のように、東京都生活衛生審議会は、理容業、美容業及びクリーニング業など、都民生活に密着した生活衛生営業について、料金や営業方法などに制限を課す適正化規定や、衛生上必要な措置の基準、許可にかかわる条件等に関する審議を行なうために設置されている、知事の諮問機関でございます。

この組織は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第58条に基づき、都道府県に必置となっている組織でございます。

この審議会の議事内容は、次第の2ページをお開きいただきますと、審議会条例の設置と所掌事項が記載してございます。

広く都民生活にかかわるさまざまな事項、営業に関する必要な措置の基準、許可等にか

かわる条件、こういうものをご審議いただく組織でございます。

審議会の委員は20名以内でありまして、生活衛生関係営業者の意見を代表する者、それから、利用または消費者の意見を代表する者が同数参加する、このような形の審議会があります。

また、委員の任期は2年で、知事からの任命を受けてご審議をいただく組織であります。以上簡単でございますが、生活衛生審議会を引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、本審議会の委員及び事務局職員をご紹介します。

次第の1ページをごらんいただきたいと思います。

まず学識経験者委員としまして、国立保健医療科学院建築衛生部長の池田委員でございます。次に、弁護士の佐藤委員でございます。次に、日本大学法学部教授の関委員でございます。次に、東京都議会議員の小林委員でございます。同じく東京都議会議員の小山委員でございます。同じく東京都議会議員の谷村委員でございます。同じく東京都議会議員の星野委員でございます。

続きまして利用者代表ということで、東京都生活協同組合連合会会長の浅井委員でございますが、本日欠席のご連絡をいただいております。

次に、東京都民生児童委員連合会副会長の近藤委員でございます。次に、大田区消費者団体連絡協議会代表の〆野委員でございます。

続きまして営業者代表ということで、東京都クリーニング生活衛生同業組合理事長の青山委員でございます。次に、東京都武蔵野市水道部長の齋藤委員でございます。次に、社団法人東京都環境衛生協会会長の田村委員でございます。

次に事務局の紹介をさせていただきます。

先ほどごあいさつをさせていただきました、東京都健康局長の長尾でございます。その隣が、地域保健部長の齋藤でございます。その隣が、環境水道課長の田中でございます。その隣が、地域保健部副参事の新井でございます。

最後になりましたが、環境衛生課長の伊奈でございます。よろしく願いいたします。

それから、後ろになりますが、事務局の職員でございます。よろしく願いいたします。なお、局長は所用のため中座いたしますので、あらかじめご了承いただきたいと思います。

それでは、これからの議事は会長にお任せをし、議事の進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

関会長 おはようございます。会長をさせていただいております関でございます。

本日は、秋で、いい季節のはずなのですが、あいにくの雨で、やや足もとが悪い感じがいたしますが、皆様にはご多忙の中、出席いただきましてまことにありがとうございます。

本日の諮問事項は、先ほど局長のほうから発言がありましたように、二つございまして、いずれも都民生活にかかわりの深い重要な案件でございます。本日はよろしくご審議のほどをお願いいたします。

それでは、まず最初の諮問事項について、事務局から説明をお願いします。

伊奈課長 それでは事務局からご説明いたします。次第の4ページをお開きいただきたいと思います。

諮問事項の1につきまして、私から説明させていただきます。本日付の諮問でございます。一応朗読させていただきます。

(「諮問事項1」朗読)

関会長 ありがとうございます。これからご審議をいただくわけですが、便宜上、事前に事務局のほうに、答申案のたたき台のようなものをつくってもらっております。お手もとに配付してあると思いますが、これをもとに自由なご発言、ご審議をお願いしたいと存じます。

まず事務局のほうから、第1の諮問事項につきまして、つくっていただいた答申の案の説明をしていただきたいと思います。

伊奈課長 それでは事務局から説明させていただきます。別つづりの資料の「答申書」、「案」と書いてございますが、ご覧いただきたいと思います。

当審議会から知事あての答申案でございます。朗読させていただきます。

(「答申書(案)」、別紙1朗読)

次のページをおめくりいただきますと、クリーニング業法施行細則で定めている、営業者が講ずべき措置について、条例化に当たっての考え方を示したものでございます。

左側がクリーニング業法の施行細則、右が条例化に関する考え方ということで整理をしてございます。

営業者が講ずべき措置につきましては、第7条1号から9号までございます。1号から7号までにつきましては、クリーニング所で講ずべき措置ということで、右のほうに、クリーニング所における施設整備等の衛生的管理、洗濯物の適正な処理について、従来から必要な措置と定めているところから、引き続き規定する必要があるということで整理をし

でございます。

戻りまして、左の8号、9号につきましては、業務従事者に対する必要な措置として、結核予防法及び、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療の法律等により法的整備がなされ、蔓延防止等のための措置が講じられているので削除することが適当であるということで、先ほどご説明したのを一覧にしたものでございます。

以上でございます。

関会長 ただいま事務局のほうから、クリーニング業法の関係について説明がありましたが、これは従来、クリーニング業法が国の機関委任事務という位置づけでありましたが、地方分権一括法によって、地方公共団体自治事務になり、それに伴って、従来は都道府県知事が、国の機関として、規則で定めていたものですね。これが今度は、新しい制度では、住民の権利義務が条例の形式で制定されるわけであります。

そこで、いま説明がありましたように、現在存在する、知事の規則としてのクリーニング業法施行細則、これを条例化する場合、どういうふうな方向でいくのかということ、この審議会で討議していただくということになると思います。

何かご質問あるいはご意見ございますか。

関会長 簡単にもう一回申し上げますと、地方分権一括法の施行によって、クリーニング業法が、国の機関委任事務から、地方公共団体の自治事務に移管になった。

これに伴う措置として、いままで知事の規則の形式で定められていた事項が、今度は条例の形式で定めなければならないということになって、近く条例化が議会にかかると思うんですが、そういう準備を事務局のほうでされていると思います。

この審議会に対しては、条例化する場合、現行の種々の規則をどうするのか、どういう内容で条例化するのかということが諮問されているわけでありまして、そのへんについてご意見がございましたら、あるいはご質問がございましたらお願いいたします。

星野委員 今までの、いわゆる細則と内容が変わっていないんでしょう。条例化をするといっても、何か特別変わったことがあるんですか。

伊奈課長 それでは星野委員のご質問にお答えいたします。

規則から条例改正に当たりましては、新たな規制強化にならないように、文言の整理にとどめるということと、合わせまして、社会情勢の変化に当たって、時代の役割が終わったというものについては整理をさせていただきたいということで、8号、9号については削除させていただくということで、あとはそのまま条例化をするというものでございます。

関会長 つまりお手もとにあります考え方ですね、表がございですが、ここで事務局が提案するというか、考え方では、現在の施行規則の7条のうち、1号から7号まで、これはおおむねこの内容でいいんじゃないかと。このまま条例化したいということですね。

それから、8号、9号については、ほかの法律によってすでに法的整備がなされているので、これは不要になった、したがって削除したらどうかという方向ですね。その点についていかがでしょうか。

星野委員 これは当然、ほかの規制や法律があるから要らないんだというんでしょうけれども、この業界の人たちがそういう認識の中にいるのであれば構わないと。

私がさっき聞いたのは、下のほうはいいんですけど、実際に業者が、条例化することによって新しく負担するものとか、いままであったんだけどなくなっちゃうとか、そういうものがあるのかと聞いているわけです。

伊奈課長 先ほどと同じような答弁になりますが、1号から7号まで、施設に対する必要な措置については、新たな規制の強化になるような内容にはなってございません。規則で定めているものを、言葉の整理はありますけど、そのまま条例化するというものでございます。

星野委員 わかりました。

青山委員 私のほうから要望を申し上げたいのは、6号の一番下段の2行目から、「当該施設の境界に壁、板その他、適当なものにより障壁を設けること」、これが地方自治体によって、いままで大変解釈が異なっていた。いわゆる高さに対するものの考え方が違っていたということで、やはり私どもの希望としては、天井高までの障壁を設けるといことが本当は望ましいのではないかなと。

これからおそらく指導の細則と申しますか、いろいろ、条例の下のものでできるんじゃないかと思えますから、そのときに、各地方自治体が統一見解をとれるようなことで指導していただければありがたいなと思えます。

いまの場合は、障壁というと、1メートルでも障壁ですし、食品等の衛生法規上の問題がありますので、なるべく完全な障壁を設けてほしいというのを要望としてお願いしておきます。

関会長 7条6号については、現在の規定は必ずしも明確に障壁というものを、どういものがそれに当たるかというのが書いてないので、そのへんをもう少し明確にしてほしいというご趣旨ですか。

青山委員 条例ですから、このままでも結構ですが、指導のときに、やはり統一見解を示すようにしていただきたいということです。

関会長 条例の文章はともかく、条例が施行された後に……。

青山委員 後に指導規則か何かで。

関会長 それはどうですか。事務局。

伊奈課長 条例では天井等ということで、実際、条例に盛り込みますと、それを全部義務化するということになりますので、条例では、どこまでということではなく、今後の指導の中で、実態に即した内容で指導をさせていただきたいと考えてございます。

青山委員 ぜひお願いします。

関会長 ほかに何かございませんか。

野委員 最初の説明の、地方分権の流れからということでは、自治体が条例化を考えるとときの姿勢が問われています。現状が、規制しなくても、それなりに問題が起きていない場合は、こういう提示でいいかなと思うんですが、この資料では、テトラクロロとか、そういう溶剤関係で、汚染状況について判断しづらいです。それは現状改善されていて、何らかのいい方向にあるからということが明確に出ていれば、条例の中がそう変わる必要がないかもしれませんが、その点、やはり分権化されて自立していく意味でも、現状をよくする、引っ張る条例という姿勢を見せてほしいというふうに思うんですが、そのへんどうなんでしょうか。

伊奈課長 いまの野委員からのご質問でございますが、条例化に当たりましては、必要最低限の義務づけということで考えてございます。

それから、テトラクロロエチレンにつきましては、いままで大きな事故等がないということでございますが、これは法に基づきまして、特に油脂の溶解力が強く、また、比重が大きいので、短時間での洗浄、それから汚れが落ちるということで使用されてございますが、人体に対しては非常に有害な溶剤でございます。

法律でも第二種特定有害物質、それから、都の細則等によりまして、廃棄処理装置の設置、貯蔵等の構造基準、これをキチッと規定していきませんと、大きな問題が発生してくるということで、それらは引き続き、規則イコール条例ということで盛り込んでいきたいと考えております。

野委員 現状は、いま環境確保条例のほうで、土壌汚染の対策がとられているということもあるんですけど、あれもたしか1,000何平方メートルとか、結構広い敷地に対

してはそういう処置をとるとなっていますけど、クリーニングという、わりと規模のちっちゃなところもあったりして、そういうところからずさんになってないかなという心配があるんですけども、それに伴った土壌汚染とか地下水汚染が、もしあるとすれば、そういうものに対する新たな監視とか、監視がいいのかちょっとわかりませんが、チェックできるような体制とかが必要なのかなと思うんですが、そのへんはどういうふうに。

伊奈課長 〆野委員のご質問なんですけど、私どもの検討の中で、これについて、産廃業者等がいる絡みもございまして、そのへんは、今回、条例化については削除できないかということで検討いたしました。

これにつきましては、国のほうと事前にお話しさせていただいたところ、やはり化審法の絡みで、やはりこれは必置の形で対応していただかないと困るというようなお話等がございまして、引き続き条例化させていただきたいということでご理解いただきたいと思います。

〆野委員 いま必置って言われたのが、何のことかわからなくて。

伊奈課長 新たな措置が必要ではないかというご質問でしょうか。

いままで規則で定めているものを条例化することで、キチッと、いまの土壌汚染等は防げるということで考えております。

追加でございますが、化審法のほかに、「化学物質の審査に関する法律により」ということで、テトラクロロエチレンについては規制されているということでございます。

〆野委員 ほかの何かかぶせるものがあるわけでしょうか。

伊奈課長 いま法律で、テトラクロロエチレンの処理については、今回、条例化しないということは、法律上、規定を設けなさいということで定められておりますので、現行の内容で十分対応できると。

〆野委員 根拠になるデータというのがあるのかなというのが疑問なんですけど。

関会長 そのデータを説明できるんですか。簡単に。

事務局 データはないんですが、この化学物質、特にテトラクロロエチレンにつきましては、化審法でまずかぶっております。

あとは東京都の、いわゆる環境条例ですね、その中で、廃棄についても規制されておまして、当然、クリーニング屋さんには、規制の中に入っています。

東京都も、われわれの監視員が行きまして、廃棄についても、廃液についても検査します。これは全部、厚生労働省に報告しておまして、いまのところ、そういう規制値から

外れたということはありません。これは全施設をやっております。

そういう形でふだん見ております。

それと、今回の条例につきましては、化審法と、東京都の条例と、他の、環境局の持っている条例と合うような形で全部連携してやっていますので、それは大丈夫かと思えます。

佐藤委員 私は溶剤のことはよくわからないんですけども、いわゆる有機塩素系溶剤と呼ばれるもので、テトラクロロエチレンだけでいいのか、これに類するもので、現在使われている、あるいは将来、使われる予定のあるような化学物質がないかということが一点。

もう一つは、クリーニングの場合には、洋服に使っているわけですけども、それが残留しているとか、あるいはダイオキシンが出るというような報道も一時期されたことがありますけれども、使用方法について何か規制、これは貯蔵だけですけども、実際に洗う段階で残留量がないかとか、そういう規制は要らないかということをご質問したいんですが。

関会長 いまの二点について。

伊奈課長 佐藤委員の一点目で、使われている溶剤につきましては、テトラクロロエチレン以外に、トリクロロエタンという、通常、エタンと言われているような溶剤も使われています。

全般に石油系の溶剤でございますが、これらについても消防法、建築基準法、廃棄物処理法で、特別な管理産業廃棄物の指定を受けているということで、厳しく規定はされているということでございます。

佐藤委員 トリクロロエタンというのは、貯蔵はかけなくても大丈夫だということなんですか。

伊奈課長 これも同じく、すでにオゾン層の保護法によりまして、いま製造は中止されてございますが、いま現在残っている部分については使われているというような状況でございます。

製造は中止になっているんですけど、実際、在庫があるということで、在庫がある部分について、クリーニング業者の方では、使われているところもあるということです。

佐藤委員 それは東京都としてはやむを得ないという考えですか。

伊奈課長 国も含めまして、そういう考え方で対応してございます。

事務局 テトラクロロエチレンの残留性の問題なんですが、テトラクロロエチレンは、

ターペンという石油系の溶剤から比べますと非常に揮発性がいいですし、機械自体が、ほとんど残留性がないほどに、機械の中で蒸発をさせて、それをすべて回収してしまいます。

そういうつくりになっているのが、テトラクロロエチレンを使うクリーニングの機械になっておりますので、洋服の残留というのはほぼないに等しいぐらいにまで蒸発されております。

それと、先ほどのエタンのところですが、いまエタンは製造中止になっておりまして、エタンを使っている業者は、いま、うちのほうで把握しているところだと、都全体で28施設、非常に少なく、割合でいうと2パーセントであると。

やり方としましては、テトラクロロエチレンと同じように、非常に管理を厳しくやっております。テトラクロロエチレンを準用してやっております。

以上です。

近藤委員 私、健康の問題を伺いたいんですが、業務従事者が検診をしていらっしゃると思うんですね。いま予防の時代ですから。

それは従来はどの程度やっていたか、それから今後、結核予防法とか、感染症のいろいろ予防もございましょうし、洗濯物の中にそういう菌がついている場合もあるでしょうから、それをどういうふうに考えていらっしゃるのか。

今後、いままでの検診はこの程度やっているから、そういうことはなかったとかということも1点と、それから、小規模のクリーニング屋さんでよく拝見すると、窓のないようなお部屋の中で一生懸命一日やっているために、健康を非常に心配しているわけでございますけれども、そういうような事例があるかどうか。

伊奈課長 まず健康診断なり健康管理でございますが、研修等の中で、当然、使用者の責務として、従事している従業員の健康管理、健康診断等についてはキチッと対応していただきたいということで、研修の折、キチッと、それと合わせまして指導してございます。

それから、今回、感染症とか、結核の絡みで、今回、削除するというところで、考え方をお示しさせていただいたわけでございますが、国のほうでは先般、感染症法というものを制定してございます。

その中で、一類から四類ということで、感染症のうち、特に重篤で行動制限、就労の規制等、そういうものにかかる必要があるものということで、一から四まで分類をしてございます。

この中で、これまで、伝染性の皮膚疾患等で、国のほうの要綱等の中で定められている

ものにつきましては、実際行動制限をする必要がない、公衆衛生上の問題なり影響が少ないという観点で、四類の中に掲げられていないということで、今回、国の要綱等の中で、伝染性の皮膚疾患等については保健所に届け出て、実際、就労制限をかけるという内容になっていますが、それについては、結核予防法なり感染症の中ですでに、蔓延防止なり治療方法等も含めて対応が可能であるということで、今回、削除させていただくというものでございます。

近藤委員 所管の保健所のほうで規定されて健康診断なんかしているんですか。

伊奈課長 接客業としまして、保健所において検診をしていただいているということでございます。

近藤委員 それは年1回ですか。

伊奈課長 年1回でございます。

近藤委員 ありがとうございます。

関会長 ほかにございますか。

それではおおむね、この問題につきましては議論も尽きたようでございますので、このあたりで、1番目の答申案についての審議を終わらせていただきます。

この答申案を、知事に対しての答申としてよろしゅうございますか。

(「異議なし」という声あり)

関会長 それではありがとうございます。事務局から提案されました第1の答申案につきまして、答申としてご了承いただいたということといたします。

引き続きまして、第2の諮問の内容に移らせていただきます。事務局から説明をお願いします。

田中課長 事務局から説明させていただきます。

諮問事項、次第の4ページ目をお開きいただきたいと思います。諮問事項の中段から読ませていただきます。

(「諮問事項2」朗読)

それでは、今度は答申書案の3ページをお開きいただければと思います。事務局としまして、諮問事項に対する考え方をお示しして、審議をいただきたいと思います。

(「答申書(案)」別紙2朗読)

皆様方のお手もとに参考資料というものをお配りをさせていただいております。小規模貯水槽の維持管理の状況とか、貯水槽を有する給水施設の汚染事故例とか、大規模な事故

例ということをお示しをしていますが、後ほど参考としていただきたいと思います。

答申書案の6ページにイメージとして、小規模貯水槽水道の衛生管理ということをお示ししております。いままでの考え方をまとめますと、こういうようなことになると思います。

背景は、先ほど言いましたから、ここは省略させていただきまして、対象とする地域は市町村、これは水道の衛生管理に関する事務というのは、地方自治法などで、保健所を設置する区長とか市長の事務となっているものですから、今回の条例につきましては、都においては市町村を基本的には対象とするということでございます。

対象の考え方として、主に児童・生徒、高齢者、病弱者が利用する学校、病院、社会福祉施設等、これは全施設。

次に、受水槽の有効容量が一定規模以上、おおむね5立方メートルを超える小規模貯水槽水道、それと飲用井戸を対象とする。個人の住宅は除くということでございます。

どのような管理の方策をするかということで、東京都が行なうものの、一つは水道事業者との連携協力を図るということで、効果的な安全対策を推進するために連携、協力を図る。

それから、実効性を確保するため、設置者に対する指導監督を強化するというので、設置者に対して、衛生上のチェックとか、必要に応じて指導・助言を行なうということ。それからまた、改善に従わないときは給水停止を命ずることができるようなこととする。

そのほかに、水道事業者の管理状況を把握するため、設置者から報告を聴取したり、その施設についての立ち入り、それから、点検とか清掃の記録の帳簿類の検査を行なうことができるようにするというのでございます。

一方、設置者でございますが、設置者には、まず届け出を、いわゆる貯水槽水道を設置した場合については届け出を義務づけるということで、水道施設の実態をまず把握をし、設置者の責任と所在を明らかにする。

2番目としては、設置者が果たすべき役割と責任を明らかにし、衛生管理、衛生上の措置を徹底するというので、一つは日常的な衛生の維持管理ということで、水槽等の定期清掃、それから、必要に応じての水質検査、それからまた、関係帳簿類の保存ということを定める。

それからまた、合わせて、緊急時における措置を明らかにするというので、緊急時には、被害の拡大の防止が何よりも大事でございますから、給水の停止、それからま

た、それに対して関係者への周知、再発防止の観点から原因調査、改善措置、それからまた、水を供給する意味で、代替水の確保等の適切な措置を講ずるということを設置者に求めていきます。

もう一つ、水道を供給する側として、水道事業者の責務ということで、東京都と協力して、小規模貯水槽水道の衛生管理の適正化に努めるということでございます。

罰則ということで、実効性を確保するため、ここでは、給水停止命令に従わない場合とか、それからまた、立入検査を阻むとか、そういう場合については一定の罰則を科し、実効性を確保していこうと考えております。

今まで対象とならないものについてはどうするかということで、一番下に、対象外施設の設置者に求めることということで、基本的には、衛生上の措置、緊急時の措置は対象外であっても、それを守っていかなければいけないということで、これらについても維持管理に努めるようにということで、努力義務を課すということで構成をしています。

以上が、今回の小規模貯水槽水道の衛生管理について、諮問事項に対する事務局の考え方ということで、よろしくお願いいたします。

関会長 どうもありがとうございました。ただいま事務局のほうから、第2の諮問事項について、水道の小規模貯水槽水道等の問題について説明があり、また、事務局で、参考として作成した答申案が示されたわけです。

これを題材としてご議論いただきたいと思いますが、これは簡単に言うと、中高層マンションなんかの屋上に、水道をポンプアップして貯水槽がありますね。それで各部屋に水を給水するというふうな場合に、従前はわりあい規制が甘くて、10立方メートルを超えるような大きなものについては一応水道法が規制してるが、それ以外については特になくて、都は要綱でやっていたんですね。強制力のない要綱で処置していた。

今度は、それについて条例でいきたいと。実効性を上げるため。というご提案なんですね。

先ほどのクリーニング業法とちょっと違う条例ですよ。クリーニング業法のほうは委任条例ですね。はっきり法律に委任条項がありますよね。こっちはないでしょう。水道法には。

だから、固有の条例として立法するということになりますね。そのへんを前提としてご質問、ご意見をお願いいたします。

×野委員 わからないので、目安にしたいと思って聞きますけれども、3ページに書か

れている、10立方メートル以下の小規模な貯水槽というのは、おおむね何軒分ぐらいの住宅のことをいうのか。

それから、先ほど、一定規模以下の施設がいろいろ問題を起こすということと、4ページ目の、条例の制定に当たっての留意点で、一定規模以上の貯水槽を対象にするとすると、以下と言いながら、以上という、その範囲というのが、切り捨てられる以下があるということだろうと思うんですけど、そうすると、対象がうんと絞られるのか、以下もまた削除されるということは、そこは問題外ととっているのかしらと思うんですね。

それから、「ただし個人住宅は除く」となっているんですけども、個人住宅でも、マンションを持っている個人というのがいますよね。それを個人住宅と言ってもいいのか。

ですから、集合住宅を、個人所有だと個人住宅と言ってもいいのか、言っているのかもしれないという疑問があるので、そこをお答えいただけますか。

それと、もう一つ、ちょっと大きな問題で、特別区は除くと言われたんですけど、その理由をもう少しはっきり教えていただけますか。

関会長 いまの3点について。

田中課長 3ページ目の関係で、10立方メートル以上のものについては、先ほど説明したように、簡易専用水道に該当しますから、水道法の規制の対象になります。

「10立方メートルを超える」ですから、今回対象とするのは、5立方メートルを超えて10立方メートル以下というものが一つ、これはおおむねどのくらいかといいますと、10世帯40人程度の規模を考えています。

水の使用量から換算して、それを一応目安としています。全部を対象とするものについては、学校とか病院とか、これらは規模にかかわらず、10立方メートル以下のものがすべて、いわゆる学校とか保育園とか、そういうところについては注意義務が重く、やはり社会的責任も大きいということで、規模にかかわらず対象とするというような考え方としています。

個人住宅につきましては、いま言ったように、個人が所有していたとしても、賃貸契約の中で、たとえばAさん、Bさん、Cさんに貸して、なおかつそれが5立方メートルを超えて10立方メートル以下の場合については規制の対象となります。

いわゆる貯水槽を設置して、多数の方、自分の家族以外に水を供給した場合については対象になると考えています。

それからまた、最後の点ですが、特別区を除くということですが、これに関し

ましては、水道法などに基つきまして、特別区の区長が行なうということが法律で定まっております。これらの事務は、地域保健法に基つきまして、いわゆる保健所が行なう事務となっており、水道の衛生管理に関する事務は保健所が実施することとなっています。

この保健所は、都道府県とか、政令市の市長さん、それから中核市の市長さん、そのほかに特別区の区長さんがつくる仕組みになっておりまして、特別区のほうでは、現在は要綱に基づいて、保健所の事務として行なっているというような実態がございます。

しかしながら、やはり都民の立場に立ちますと、衛生管理は共通の願いでございますから、特別区等についても、やはり東京都がそのような規制を強化するというような考え方を示して理解を求めていくというような考え方で進んでいます。

✕野委員 今回そういうふうにしなかった理由というのは、23区を省いた提案で出てきているのはなぜかなと。

田中課長 それは特別区区長さんの権限の事務ということでございます。

関会長 ちょっとわからないんですが、市町村が対象だということですね。市町村の中でも保健所を置いているところもあるんですか。

田中課長 東京都の場合では、市町村の場合、保健所を置いているところはございません。

関会長 保健所を置いているところは、その権限になる。だから、東京都は権限がないということですね。

✕野委員 このデータがありますが、これに出てくる、東京都内で年間80件ほど事故がある、事件があると。その後ろには、80件×世帯があると思うんですね。結構被害は大きいなと、数字的に大きいなとれないかなと思うんですけど、保健所があるから、そういうデータが上がってくる可能性があるのか、市町村のほうからは、そういうデータはないと、ないということはないと思うんですけど、都内のデータが主かなと思うんですけど、そのへん。

田中課長 市町村から上がってくることは基本的にはないです。これは皆、保健所に上がってきた事例を、ここに書かせていただいています。

ただ、潜在的に、たとえば市の水道に、独自に水道事業をやっている、武蔵野市とか、羽村とか、そういう市町村にありますから、そういうところが水道事業体のほうに上がっているケースもある。数字はいま持っていませんけど、あります。

✕野委員 ここに出されているデータというのは、都内のデータで。

田中課長　そうです。

野委員　そうすると、市町村が、東京都がそうやって管理というか、規制をしていきたいという提案だと思うんですけど、保健所がないという問題はそのままにしておいていいのかなという感じがするんですが。

田中課長　市町村が、東京都の場合ですと、先ほどちょっとお話ししましたように、保健所を設置できる、いわゆる規模とかそういうものがありまして、多摩地区については、多摩地区の市町村の中で、保健所を設置できそうな可能性のある要件をそろえているのは八王子と町田だけですが、八王子と町田については、保健所を設置していません。

そのほかのところの市町村については、保健所を設置する要件には満たないということですから、そういう意味で、東京都に、いまのところは、保健所を設置する市町村は、現在のところはありません。将来的にはわかりませんが。

齋藤部長　ちょっと補足させていただきます。委員のご質問は、23区についても同様の条例の規定で、より適切な衛生管理ができるようにすべきだという観点からのご質問だと思います。

先ほど来、私どもの課長がご説明させていただいておりますけれども、法的な権限で、水道法上、あるいは地域保健法を含めまして、基本的に23区について、各区の区長さんが同じように、水道法上の事務をやる形になっております。

現行では、各区それぞれが指導要綱という形で、今回、私どもが条例化する都の業務としての事項と同様のことを、指導要綱でやっていらっしゃるんです。

ですから、私どもが権限でできる範囲は、23区を除いたところで条例化を図ることなんですけれども、できれば各区、これは各区長さんのご判断になりますけれども、現行それぞれ持っている要綱について、自分の区についても、都と同様の条例化するか、条例をつくるかということについては、それぞれ各区にご検討いただかなければいけない事項に、制度的になっているんですね。

東京都としては、各区にもできるだけ同様にということ呼びかけはさせていただいておりますし、また、これからもさせていただきたいと思っておりますけれども、各区の権限ということで、各区長さんのご判断という制度的な内容になっているということでございます。

関会長　だから、23区については都の権限はないわけですよね。だから、要望はするけれども、都が条例をつくるというわけにはいかないと。

田村委員　私、環境衛生協会のほうでございますが、もう10年前後になりますか、大

型の受水槽の検査機関を持ちまして、毎年、1,700件ぐらいの検査をしているんです。

いろいろ出たんですが、こちらさんのご意見のとおり、10立方メートルというのは大体10トンぐらいですか、10トン以下というのは、9トン、8トン、5トンというのがいっぱいあるわけですね。それは全く検査してないんですね。いま、区のほうでやっていますね。

そうしますと、これは何とかしなくちゃいけないんじゃないかという意見がずいぶん、うちの協会でも出ているんですが、おそらく衛生局のほうに、そんな答申はなかったですか。

田中課長 それはないです。

田村委員 特にないですか。私、意見として出しておいたんですが。

いま、区のほうでどの程度やっていらっしゃるかわかりますかね。いま、区長のほうに任せるといので。23区。

田中課長 要綱は、東京都が59年に作成しました要綱に準じた格好で、各区は各水道法の規制を受けてないものについては指導をしているという現状にあります。

田村委員 指導をしているんですか。

田中課長 しています。

田村委員 最近のビルはそうでもないんですが、前のマンションは地下にありまして、一度やりましたら、ひびが入りまして、汚水が入ったり、ネズミが死んでいるんですよ。

それを住民が飲んだということで、私どものほうで大きな問題になったことがあるんですけども、そういうことに対して、都のほうでやっていないということになると、区のほうでやるわけですね。そのへんのところはどの程度か。

そういうものは条例ができていても、現実にやってない人もいるんじゃないかと。

田中課長 いま田村委員からご指摘のあったのは、ちょうど昭和59年当時、いま言いましたように、古いビルには、地下に、受水のタンクと、汚水のタンクがありまして、それが相互に汚染して事故につながったという事例というのが、ちょうど昭和59年当時がありまして、そのときに水道法の改正があったり、それからまた、要綱できっちり指導していかなきゃいけないんじゃないかというような状況が出たというのが現実です。

しかしながら、その後、59年から20年近くたっていますけど、そういう中で管理を見ますと、やはりまだまだ、洗浄とか水質検査を行っていないという事態があるので、一步踏み込んだ格好で実効性を持たせたような条例が必要だろうということで東京都が考

えていますし、これは当然、先ほど部長からも話しましたが、特別区のほうにも呼びかけていて、衛生管理の徹底を図っていきたいと考えています。

田村委員 10立方メートル以下が結構多いと思いますよね。そのほうもある程度検査機関を設けて、年に1回検査をする必要があると思いますけど、またご検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。

田中課長 わかりました。

伊奈課長 先ほど野委員のご質問につきまして、いま地域保健部長のほうから補足ということでご説明しましたように、23区については、今回の都と同じように、条例化につきましては自治事務ということで、各区長さんの判断にゆだねるわけでございますが、都民としては、多摩のほうは都のほうで、都保健所もございまして、そちらを全部網をかけ、23区については網がかからないのかというような問題等もございまして。

23区につきましては統一的に対応したいということで、東京都の条例化を見ながら整備をしていきたいというようなお話を伺ってございます。

以上です。

関会長 事務局で書いていただいた案を見ますと、こういうふうな規制としては、ハードの面、ソフトの面がありますよね。

つまり貯水槽の構造をどうするというハードの面と、水質検査というような手続的なソフトの面ですね。ここではソフトの面を取り上げるということですね。

よく建築とか消防だと、ハード面も入ってきますよね。ここではあくまでもソフト面、たとえば届け出をさせるとか、水質検査を義務づけるとか。

これで、ある程度お金がかかるわけですね。水槽を持っている方。どの程度負担が。

田中課長 たとえば貯水槽を年に1回清掃し、水質検査をある程度、細菌検査等、必要な状況だけやりますと、年大体4万から5万程度の負担になるかなと思います。

ただし、これらについても、いまは半分ぐらいはそういう格好でやっていますし、清掃にしても、みずからやってもいいわけで、清掃業者に頼まなくたっていいわけですけど、清掃業者に頼むとなると、やはり水質検査を含めて4万から5万かかるということです。

関会長 ほかにいかがでしょうか。何かございますか。

谷村委員 いままでと重複するところがあるかもしれませんが、初めに、答申案というのは5ページまでですか、6ページまでですか。

伊奈課長 5ページです。参考にこれをつけております。

谷村委員 6ページ目は参考ですね。

先ほどのご質問のお答えの中にもありましたけれども、対象とする施設を、10立方メートル以下の小規模な貯水槽水道で、ただし、説明の6ページのほうでは一定規模以上ということで、おおむね5立方メートルと。

過去5年間を平均すると、毎年80件の、清掃不良による水質汚染や、赤水の発生等が挙げられていると。

今回の対象の範囲で、過去5年間、平均して起こってきた80件の汚染事故というのはすべて網羅されるのでしょうか。

田中課長 網羅されるといいますと。

谷村委員 いままで毎年80件の汚染事故が報告されているわけですね。それが、今回の10立方メートル以下、5立方メートル以上という対象をはめられていますけれども、この80件がすべて網羅されるものなのか、もしそうでないとなれば、おおむねどのぐらいが網羅されるのか。

田中課長 ここは表をごらんになっていただきたいと思いますが、平均して80件のうち、括弧して52件と書いてございまして、これが10立方メートル以下、参考資料の1の(2)をごらんになっていただきますと、9年から13年まで書いてございしますが、たとえば平成9年ですと130件と非常に多いんですが、そのうち76件は小規模な貯水槽水道の部分だということなので、おおむね、これをずっと読みますと、大体65パーセントが、いわゆる10立方メートル以下による事故という計算になっています。

谷村委員 今回、小規模貯水槽水道等きちんと対応するということについては、こういう毎年80件の汚染事故が原因だということが一つの動機になっているわけですね。

そう言いながらも、今回の対象は65パーセントは外れるということに。

田中課長 そういうことではございません。たとえば80件のうち52件が小規模ですね。そういうものについて、まず一つ、衛生管理の基準を守らせる、緊急時の措置を守らせることをします。

それ以外の、52件のうち一部、いわゆる5立方メートル以下のものもございしますから、その部分についてはあくまでも義務じゃなくて、皆さんもそういう格好で守ってくださいという努力義務を課すというようなことになると思います。

谷村委員 もう少しわかりやすく説明していただきますと、毎年平均して80件起こっているもので、今回の対象から外れる度合い、件数というのはどのぐらいなんですか。

伊奈課長 単純にいいますと80 - 52ということに。

谷村委員 52のほうが外れるということですね。

伊奈課長 はい、今回、網がかかることによって外れると……。

齋藤部長 違います。52件あるけれども、5立方メートル以下のものが、この中にどのくらい占めているのかと。

谷村委員 52が小規模で、そのうち5立方メートル以下は幾つかということです。

田中課長 そこまで集計をとってないんです。

谷村委員 ということは、何を根拠に5立方メートル以下は、今回の条例の努力義務ということにつながっているのでしょうか。

田中課長 先ほど言いましたように、一つの考え方としては、事故の発生したときに、社会的な影響が非常に大きい規模、それからまた、5立方メートル以上の考え方というのは、組織的に衛生管理をしなければいけないということです。

たとえば責任者を置いて、それからまた、管理の基準とかマニュアルをつくって定期的な管理をして記録をしなければいけないというものは、大体10世帯以上、40人以上が利用するものについては、そういうものをやっていただかないと、衛生管理の徹底を図れない。

それからまた、事故が起きたときに、隣の人に伝達するじゃなくて、全体に連絡しなければいけないから、そういうような連絡網を迅速にできるというような規模というものを5立方メートルという線に置かせていただいています。

齋藤部長 補足させていただきますと、ある意味では、先生のご質問は、全部の施設を対象にしたらいかがかと、5立方メートル以下でもどうなんだというご趣旨だと思うんですね。

一つには、先ほど言いました、学校とか社会福祉施設等、非常に病弱者の方がいらっしゃる、あるいは子どもさんがいらっしゃる、あるいは老人の方がいらっしゃる、そういう施設については特に規模を定めなくて、10立方メートル以下はすべて対象にすると。

それから、そうでない用途の施設について全部かけちゃって、罰則まで設けて、停止命令までかけられるようにして、4～5万の負担もかけて、全部についてやるという形の規制の強化を衛生上やるか、ある程度の規模以下、いま言った10世帯40人対象のところ以下は努力義務を課す。

いろんなガイドラインとか指導の形ではやるけれども、強制までして、罰則までかけてやる施設とするか、そのバランスのところでも5立方メートル以上ということで、罰則までかけた、立入検査権まで設けた施設としては、条例上はそういう形のものを対象に、それ以外は努力義務を課す。

しかも、いろんな講習会とかガイドラインとか、いろんなPR、周知のことは別途やって、おのずから管理していただくという基本原則は守っていただくという考え方なんですね。

全施設厳しく、立入検査権も入れてやったほうがいいんだという議論になるかどうかというところが一つのポイントかと思います。

谷村委員 もう少し対象の件で確認させていただきますが、5立方メートル以下でも、学校、病院、社会福祉施設等というふうに例示されておりますけれども、逆に、外れる施設の例示というのがありますでしょうか。

田中課長 ここを選んだのは、一つ病弱者を取り扱うような施設ですね。それから、抵抗力が弱いということで、たとえば18歳未満が集団で生活の場としているような施設で水を供給するものというふうに。

ですから、除外というよりは、たとえば学校教育法に基づいて、何々も基づく施設という格好で列挙をする。それ以外については除かれるというようなスタイルになっております。

谷村委員 たとえば社会福祉施設等というふうになっていますけれども、「等」の中には、いわば公民館とか、いろんな施設がありますね。そういったものは含まれるんですか。外れるんですか。

田中課長 基本的には、その公民館が、たとえば公民館の中でも児童館なんかあれば、それは当然入りますけど、一般的な公民館ですと、それは対象外になる。

谷村委員 そういふところでの水質事故というのはあまり社会的影響はないという判断ですか。

齋藤部長 条例をつくる上での基本的考え方を、きょう、答申案としてご審議いただいております。実際に、その施設をどういう形で限定するか、あるいは、その他準ずるものを含めて規定するかというのは別途、答申の精神を受けて、実際には規則のほうで、具体的な施設名を挙げていくことをいま予定しています。

その中で、どこまで具体的に拾っていけるか、いくべきかということと、先ほどの施設、

用途は、仮にそういう社会福祉施設等でないにしても、先生のご質問にございますように、5トン以上で、かなり吸収されている施設もあるんですね。

ですから、一定程度社会的な影響があるもので、なおかつ、5トン未満というのは、どういう施設が、結果的に除かれるかどうかという議論も含めて、規則の中で、この答申案でお書きした精神がより生かされるような形の規則による施設の特定といたしましょうか、扱いをしていきたいということで考えてございます。

関会長 この審議会としては、もう少し大きな、大まかといいますか、方向性を出すというところですね。

あと、実際の条例案の立案段階、これは議会のほうへ行くわけですから、その段階でいろいろ審議していただき、また、施行規則ができるわけでしょう。移管、委任によって、細かいところが決まりますよね。その段階でまた議論するということになるかと思えます。

田村委員 議論する必要がありますね。この問題は。

大衆、学校もいいけれども、一般の家庭でも、弱い人も子どもさんもいるんですから、そういうところはいいのかという考えになるような気がするんですけども、いい条例を出していただくようにご協力をお願いいたします。

関会長 確かに、そのへんが一番気になる場所だと思いますね。5立方メートル以下だから何でもいいというわけじゃなくて。

前は要綱でやっていたわけですよ。要綱はなくなっちゃうわけですか。

田中課長 基本的には、対象外のものについても条例で努力義務を課しますから、要綱は外します。

関会長 いままでも？

田中課長 要綱は全部対象になっていました。

関会長 対象になっていたんでしょう。今後も、条例の網はかぶらないけれども、要綱で指導していくということになりますね。

田中課長 基本的には条例で、努力義務を課しますから、要綱を廃止して、いままで要綱でやっていた部分についても、条例で衛生管理の基準を示し、それに従い、衛生管理に努めていただくという方法だと思うんですね。

関会長 だから、5立方メートル以下のものについては、従来は要綱があったんでしょう。今度は一応形の上ではなくなるんですか。

田中課長 なくなります。だから、条例の中での努力義務の中に入りますよという考え

方です。

谷村委員 細かい議論にならないようにいたしますが、5ページの の、「簡易専用水道の管理基準に準じたものとする」という、平常時の衛生上の措置がありますけど、これは6ページでいう、設置者が行なうことに列挙されている内容という理解でよろしいですか。

田中課長 そういうことでございます。

谷村委員 先ほど、前の委員の方のご質問の中で、水槽等の定期清掃、毎年4～5万の負担がかかると。しかし、それは必ずしも業者に頼む必要はなく、みずからやってもよいんだと。

清掃をやっていけばいいんだということでおっしゃっていましたが、その場合、水質検査の場合は、通常概念として基準がかかるのでしょうか。保健所による水質検査でなければならないと。

極端なことを言えば、設置者が飲んでみて、大丈夫だというようなことも、水質検査といえ言えるわけですね。

田中課長 基本的にはみずから、水の管理というのは、毎日飲んでいただいて、においがあるとか、異常があるかということを経営的にはやっていただく。これは毎日やる。

その中で、たとえばちょっと異常があるということであれば、みずからが水質検査をやって安全を確認するというのがまず基本です。

そうした中でも、たとえば異常があるとか、そうしたものについては保健所のほうに相談をしていただくとか、一方保健所では、たとえば年間の計画の中で、貯水槽水道についての監視とか検査をやる。これはあくまでもサンプリングという格好になると思いますけど。

だから、まず一つは、みずからが毎日点検をし、異常があったら水質検査をして、そういうことで解決できないのだったら、保健所に相談をして、日ごろの監視計画に基づいて行政もチェックするという格好になると思います。

小林委員 この表でいくと、今度の5トンということが基準になってくると、最初は、10トンの場合は2万6,000件だったんですが、5トンになると7,300件が対象になるわけですね。

そうすると、その差の約2万件が残るわけですね。いわゆる対象から。ほぼ2万件。

そうすると、あまり実効性の面では、先ほど田村委員が、8トンとか9トンが多いとい

うのは、たぶん10トンの規制があったから、そのへんの規制をクリアするために、そこらへんに置いたんだろうと思います。

そうすると、今度5トンになると、たぶん3トンとか4トンがふえてくると思うんですね。だから、そういうイタチごっこでいいのかということを見ると、私は、個人のお宅以外は全部対象にすべきだと。それを営業とするわけですから。私は基本的な考え方として、そういうふうに思います。

それから関会長、ちょっと苦言なんですけれども、諮問しているのに、いきなり答申書と一緒に出るというのはおかしいですよ。会長、やり方、ちょっと問題がありますよ。いきなり答申書を読むなんておかしいですよ。

関会長 答申書というより、考え方ですね。たたき台として示したものだということですよ。あくまでも自由にご発言をお願いします。

最初にお断りしておきましたけれども、そのへんはご了承ください。

伊奈課長 小林委員の絡みで、一つの参考になるのかなということで、5トンの線引きの一つの考え方としまして、先ほど、10世帯40人程度というお話がございました。

それで、税法の改正で、事業の用に供するということで、事業税がかかる対象というのは10世帯、賃貸なんかのところでは、いままでは10世帯以上を事業税の対象にしていたけど、税法の改正になりまして、10世帯から事業として認定していくということで、ここも改正になりました。そんなのも判断の一つとも考えられるのかなということで。

よけいなことになったかもしれないんですが。

小林委員 聞いていると、そんなに明確に、先ほど谷村さんが話したように、たとえば事故の80件が、この条例設置によって全部解決するというだけでもないんですね。

そうすると、基準がはっきりしてないのかということ、いま言ったような、10世帯から事業税を払っている、そこらへんにあるわけでしょう。

そうすると、根本的な問題解決ということではないわけだよね。一つ改善だというふうな理解になるわけですね。

新井副参事 小林委員のほうから、小さい水槽がふえてくるんじゃないかというご心配もございましたが、実際、水道事業者は平成7年からですか、直結給水ということで、低層においては、水道局からの直の圧力で給水、あるいはもう少し高い5階、7階建てになりますと、さらに途中にポンプをつけまして、受水槽なしで、もともとあるエネルギーを有効に使いながら、できたての水をそのままお客さんに給水できるという方法をしていま

して、お客さんも省エネルギー、それから、こういう維持管理にお金がかかりますから、そういう面からも、省エネ、それから、おいしい水をそのまま給水するという観点から、それから、受水槽等のスペースも要りませんから、そういう直結給水等がふえると思います。

逆に、そういう小さい貯水槽は減っていく傾向にあるのかなという考え方もあると思います。

以上です。

田村委員 平成7年ですか。

新井副参事 直結増圧給水までできるようになったんですね。直結給水が平成5年ごろでしたかね。

田村委員 その前のが相当あるでしょう。

新井副参事 そういう改造をする中で、同じ貯水槽をつけるんだったらば、直結給水に…。

田村委員 そういう指導も必要ですよ。

新井副参事 水道事業者さんもそういう方向で。

田村委員 補助を出すようなことを考えてやらないと、金がかかるとやらないですよ。

新井副参事 逆に、お客さんも、貯水槽を設置するスペースとか、そのための電力を必要としませんから、お客さん自身も安全な水が、汚染されることがなく給水できるということで、そういうメンテナンス費用もかからなくなるということで、お客さんもそのへんでもメリットがあるのかなと。

関会長 第2の諮問事項についてはだいぶ論点が絞られてきて、5立方メートル以下のものが、事務局で考えてくださった原案どおりでいいかどうか、何人かの委員さんのほうからいろいろ別のご意見も出ているわけですね。そのへんどういたしましょうか。

もしそれを別のことに、審議会として、こういう方向のほうがいいということがあれば、訂正してもいいと思いますが。

小林委員 そういう意見があったということで。

野委員 児童とか高齢者、弱者が利用する学校、福祉施設、そういうところは広さは関係なくということで書かれていますね。

この前の歌舞伎町の雑居ビルでの火災とかを見ると、ああいう雑居ビル、いろんな人が出入りするようなビルの貯水槽というのは、あまり管理はどうかなというのが疑問点とし

て出てきて、これは市町村の諮問ですけれども、これから区のほうが、東京都の姿勢を見て変えていくとなったときに、東京都は、そういうものも公共の場だということを視野に入れて網がかかるような考え方を持っているという意味合いを設けて、そういう弱者だけじゃなくて、対象が広い範囲に及ぶだろうと想定できるようなビルも、ここに広さ、平米は関係なく、入れておくことで規制がかけられないかなと。

田中課長 基本的には、雑居ビル等につきましては、おおむね5立方メートルを超えているようなものなんですね、実際上は。それについては、ほとんどの場合網がかかると思います。

関会長 小林委員の言われたのは、一般家庭を除き、5立方メートル以下でも、条例の網をかぶせたほうがいいんじゃないかというようなご提案もあったんですね。

ほかの委員さんも、5立方メートル以下のものについて不安を感じておられる方が多いですね。

だから、これはいま、条例の方向として、一般家庭とか打ち出すのはなかなかむずかしいと思うんですけれども、たとえば「5立方メートル以下のものについても若干、保健衛生上の観点からもう少し検討すべきである」というふうなことでいいと思うんですけれども。

いま詰めるというのはちょっとむずかしいと思うんですよ。

谷村委員 きょう答申が決定するわけじゃないんですか。

先ほどの1号は答申として決定しましたよね。2号の扱いはどういう……。

関会長 ですから、そういうふうに文言を若干改めると。

5立方メートルについては、いままで原案では全部除かれていますが、それについても、規制までいかない、どうするか、要綱できちんとやる手もあると思いますが、どちらにしても、もう少し保健衛生の向上というか、その方向で考えるべきだというふうな文言でも。

審議会ですから、断定的にこうだと言う必要はないと思うんですね。方向が出ればいいんだと思うんです。

谷村委員 この答申の方向性として、文言を変えて、きょう決定するということですか。

小山委員 変えるんじゃないくて、入れるんでしょう。追加をすればいい。

小林委員 この文書は答申書なんです。

関会長 それは案ですから。

谷村委員 意見を付すといっても、5立方メートル以下というのが一部意見なのか、そ

れともどうなのかという問題があると思いますけど。

関会長 幾人かの委員さんから出ていますが、ほかの委員さん、いかがですか。そのへん。

原案どおりでいいという方もいらっしゃるかもしれませんし。

池田委員 大規模の事故例の中には、旅館とか飲食店が入っているんですよね。これだけ入っていないながら、そこは例の中に入っていないというのも変な気がしますから、ぜひ、そういうものを入れておくべきじゃないですかね。

先ほど小林委員がおっしゃったように、個人住宅以外はというのが出たということを明確に書いたらどうですかね。

野委員 私も賛成です。

近藤委員 よろしいと思います。

関会長 いかがですか。ご発言のなかった方も。

齋藤委員さん、いかがですか。事業者の側から何か。

齋藤委員 武蔵野市も、これまで給水条例がありましたけれども、受水槽については10立方メートルを超えるものについて法の規制があっただけで、それ以下については、東京都さんのような要綱というようなものはなくて、実際に規制の網がかかってなかったわけですけど、今回、水道法の改正を受けて、こういった給水条例ができるということで、その点について、武蔵野市独自の条例をこれから制定するということになっております。

その制定に当たりましては、東京都さんの条例との整合性を考えながら、詳しい内容については別途調整させていただきたいと思っておりますけれども、水道法の改正の趣旨が、おいしい水を市民に安全に給水するというのが、今回の大きなテーマになっておりますので、その趣旨が十分に生かされるような給水条例の内容にさせていただきたいと思っております。

それについては、特に武蔵野市はサラリーマンが多いまちで、したがって、マンションとかアパートという集合住宅が非常に多いまちでして、したがって、受水槽も3,000ありますけれども、そのうち、10立方メートルを超えるものは500ですね。残りが10立方メートル以下、10トン以下というような小規模な受水槽がかなりありますので、これまでも受水槽を使っている市民から、においがするとか、水質が悪いんじゃないかというようなことで、大変苦情なんかもありますので、そういうことに対応するためには、やはり条例で何らかの規制が必要だということになりますので、そういうことを考慮していただきまして、水道法の趣旨がよく生かされるような条例の内容にさせていただきたいと

思います。

そういうことで、5トン以下という線引きについては、私も、こういう内容についてはちょっとコメントはできないんですが、なるべく、いま言ったような事故が起こらないように、あるいは事故が起きた際に緊急にいろいろ対応できる措置がとられているというようなことであれば、私どもとしても指導等が非常にやりやすいという状況になりますので、そういう市の立場というものを東京都さんのほうにもご理解いただいて、この条例の内容をよくご検討いただいて、私どもにまた情報提供していただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

小山委員 5ページの最後に、「規制対象外の人々への対応」と書いてあるので、これじゃいけないんですか。

関会長 これは、いままでの要望に準じた、かなり厳しい行政指導をするということなんでしょうが。

いま小山委員は、一応原案どおりでいいんじゃないかと。

小山委員 これに入っているでしょう。この文言どおりにするのか、5立方メートル以下にしると数字を入れるのかということじゃないですか。答申だから。

佐藤委員 今回の答申の審議の理由が、行政指導だとうまく機能しないで事故が減らないからやったわけですね。

そうすると、5立方メートル以下がかなりの数残っていて、それについて、また同じ状況になるんじゃないかという気がするので、私はやっぱり行政指導だけじゃだめだと思います。

関会長 時間の関係もありまして、私から妥協案というとおかしいけれども、提案させていただきたいんですけれども、具体的に、事務局でつくられた案の4ページの下から4行目のところに、規制対象の範囲が書いてあるんです。

ここで、たとえば「一般家庭を除き」と入れるというのは、審議会でそこまでやるかどうか、いろいろ検討が要るんじゃないかという気もするんですね。

私の案としては、「(概ね5立方メートル)」というのを除く。これをカットして答申する。

そして、あとどのくらいがいいか、たとえばごく小さいものまで検査義務を負わせて料金を払ってもらおうというのも大変かもしれませんが、そのへんがどのくらいがいいのかというのは今後の検討にまつというのはいかがでしょうか。

たとえば条例ができて、条例の段階で、いろいろ議会等で審議があると思いますし、それで詰まらなければ、大体の線を示して規則で定めるとか、いろんなやり方がありますので、そういうふうにご提案したいんですが、いかがでしょうか。括弧書きを除いて答申すると。

青山委員 今回は全般的に規制緩和の方向に行っているということで、今回は10立方メートルから5立方メートルに下げたということで、やはり一定の成果はあったのではないかなと思うんです。

これを、個人の住宅以外を全部対象にしてしまうと、逆に混乱が起きて大変な負担になるということがありますので、指導細則か何かのほうで、5立方メートル以下は細かく指導するようにして、今回は5立方メートル以上でも妥当ではないかなと思うんですよ。

星野委員 私も、やはりどこかで線を引く必要があると思うんですね。10から5というのは、そういう意味合いでは前進しているわけですから、一定の線を引かざるを得ないとなれば、数字はちゃんとしておいたほうがいいと思います。

それと、今回、これを対象にするのは多摩地区ですから、多摩地区で、10から5ぐらい、このへんのクラスの建物というのは、先ほどから聞いていますと10個ぐらいだと。

そのへんのアパート経営の人たちの立場を考えると、いま非常に不況の中で苦しんでいる人たちが多いと思うんですね。

これは衛生問題と切り離さなきゃいけないというものの、実態は、そのへんの人たちの負担をふやすということですね。

ですから、そういうことも総合的に考えれば、私は5立方メートルという線を入れて、きょうのこの答申は妥当ではないかと考えます。

青山委員 同時に、いま星野先生がおっしゃいましたが、5立方メートル以下ですと、2階建て、せいぜい3階建てじゃないかなと思うんですよ。そうすると、直結を推進していったほうがより衛生的ではないかなと思うんですね。

そういう意味では、指導細則というか、そういうほうで指導していったほうが妥当ではないかなと思うんです。

関会長 いかがいたしましょうかね。二つに分かれちゃったんですが、私の提案ではまずいですか。括弧書きを取る。あるいは……。

田村委員 会長さんのほうでひとつまとめてくださいよ。自分の腹一つで。

関会長 一応皆様のご意見を承りましたので、私にまとめをゆだねていただければ。

田村委員 結構ですよ。どうですか、皆さん。いいでしょう。会長にまとめてもらって。

星野委員 ちょっと待ってください。いま一番肝心なところが5という数字ですよ。これがぼやけていて答申ができるのかできないのか、私は全く意味が違っちゃうと思います。

田村委員 だから、会長さんに、それを明確にして出していただいて。

星野委員 数字は明確にしておかなければ、私はまずいんじゃないかと思います。

関会長 もう一つは、5ページの最後の6のところでもう少し書き込むかですね。「行政指導を厳しくやる」とか。従来 of 要綱もありますけど、それとの関連でね。

そのへん、大変恐縮ですが、私にご一任いただければありがたいんですが、よろしゅうございますか。

谷村委員 10立方メートル以下と5立方メートル以下の問題なんですけれども、いま星野先生がおっしゃられたことは大変重要な視点だと思うんですが、そうすると、今回、10立方メートル以下の人たちの負担というものはどうなるのかという議論が残ると思うんですね。

5立方メートル以下の人たちの負担はあるので、下は、衛生上の問題とは別に、これはきちんと配慮しなければいけない問題だと思います。

しかし、10立方メートル以下から5立方メートル以上の人たちの負担というものはどういうふうに考えていくのかということは、5立方メートル以下の方たちとは別な議論としてしなきゃいけないことだと思うんですね。そこの方たちだけの配慮をしなきゃいけないということではないと思うんです。

だから、そういうことであれば、そういう経済的影響を少なくするというで、10立方メートル以下の施設に対しても、これは付言する必要があるのではないかと。

関会長 つまり、適切な何か財政的な援助措置を。

谷村委員 はい。そういう背景で5立方メートルというのを、一定規模以上ということですのであれば、10立方メートル以下の施設でも同じことが言えると思います。

関会長 わかりました。そのへん、時間も迫ってまいりましたので、一応私にお任せいただいて、十分考慮させていただくということによろしいでしょうか。

谷村委員 その結論は？

関会長 表現ですからね。いま断定的に言うわけにいかないんですけども、ご発言の趣旨を踏まえて、事務局とも相談して決めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

小林委員 会長委任ということでいいじゃないですか。

関会長 よろしいですか。

(「はい」という声あり)

関会長 それでは、そういうことで、諮問の第2の答申についてはおおむねご理解を得ましたが、5立方メートル以下というところについては、表現を私に一任いただいたということで決定させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、一応現在の案で答申させていただき、あと、レトリックの問題で手を入れるかもしれませんが、それで答申をしたいと思います。

知事の代理者として出席されております長尾健康局長にお渡ししたいと思います。

(「答申書」手交)

関会長 局長、そういうことでよろしく願いいたします。

長尾局長 ただいま答申を会長からいただきました。今後、この答申の趣旨を生かしまして条例化に努め、最大限、都民の健康を守っていきたいと思っております。

なお、いま、特に二つ目の問題でさまざまなご意見が、さまざまな先生方から出されました。いずれも重要な事項だと思しますので、条例化の問題の中とはまた別に、日常の関係行政の中でできるだけのことをやっていきたいと思っております。

とにかく飲み水の話ですから、都民が不安を感じることがないように、職員一同精いっぱいがんばっていききたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

関会長 それでは、以上をもちまして、本日予定されておりました議事はすべて終了いたしました。

委員の皆様方には長時間にわたり、大変有益なご議論をいただきましてありがとうございました。

それでは、進行のほうを事務局にお返しします。

伊奈課長 関会長、ありがとうございました。

ただいま会長より答申をいただきました件につきましては、いま局長のごあいさつの中で、今後検討していくということでございます。

委員の皆さんにはご尽力を賜りましてありがとうございます。改めてお礼を申し上げます。

これで本日の審議会を閉会させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

した。

午前 11時56分閉会